

# 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書の公表

危険物保安室

## 1 はじめに

現行の消防法に規定する危険物に該当しないが、火災危険性を有すると考えられる物質（以下「火災危険性を有するおそれのある物質」という。）や、火災予防又は消火活動上支障を生ずるおそれのある物質（以下「消防活動阻害物質」という。）が新たに出現し、把握されないまま流通すると、火災発生の危険性や消火活動時の危険性が增大するおそれがあります。

これらの物質による災害を未然に防止し、万が一災害が発生した場合においても、安全に消火活動を行うためには、該当する物質を早期に把握し、危険性を評価することが必要となります。

このような状況を踏まえ、消防庁では、毎年、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、火災危険性を有するおそれのある物質や消防活動阻害物質の調査検討を行っています。

このたび、平成23年度の報告書がまとまりましたので、その概要について紹介します。  
(報告書全文：[http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h23/kasai\\_chosa/houkoku/index.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h23/kasai_chosa/houkoku/index.pdf))

## 2 報告書の概要

### 2.1 火災危険性を有するおそれのある物質の調査検討概要

検討会では、国内外の事故事例のデータベースや化学物質に関する文献等から火災危険性を有するおそれのある物質35物質を抽出し、用途や流通状況によって優先順位をつけ、上位10物質について、消防法に規定する危険物の性質を有するかを確認するための試験及び流通状況の調査を行い、消防法に規定する危険物に追加する必要性の有無について検討を行いました。

その結果、危険物に追加するための条件に規定する①及び②（表1参照）を満たす物質は無く、今回、消防法に規定する危険物へ追加すべき物質はありませんでした。

#### （表1）【危険物に追加するための条件】

下記条件①及び②を満たすこと。

- ①消防法に規定する危険物の性質を有すること。
- ②年間生産量等が一定量以上あること。

### 2.2 消防活動阻害物質の調査検討概要

検討会では、毒物及び劇物指定令の一部改正（平成23年

10月25日施行）により、新たに毒物又は劇物に指定された3物質及び除外された8物質を対象に消防活動阻害物質に追加する必要性の有無について検討を行いました（表2参照）。

その結果、新たに毒物又は劇物に指定された3物質のうち、1物質は危険物に該当し、他の2物質は薬事法の指定物質であり、原則として、製造及び輸入が禁止されており、流通量が極めて少ないことが確認されたことから、今回、消防活動阻害物質に追加すべき物質はありませんでした。

なお、除外された物質については、消防活動阻害物質に指定されていた物質ではないため法令上の対応は必要ありません。

#### （表2）【消防活動阻害物質に追加するための考え方】

消防法の危険物に非該当で、流通実態を考慮し、下記①～④のいずれかに該当する物質から決定する。

- ①常温で人体に有害な気体であるもの又は有害な蒸気を発生するもの。
- ②加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するもの。
- ③水又は酸と反応して人体に有害な気体を発生するもの。
- ④注水又は熱気流により人体に有害な粉体が煙状に拡散するもの。

## 3 おわりに

今回の検討会において、新たに危険物や消防活動阻害物質に追加する物質はありませんでしたが、消防庁では、引き続き、火災危険性を有するおそれのある物質や消防活動阻害物質の調査検討を継続していくこととしています。



第1回検討会の様子